

五 領 地 区 防 災 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、五領地区コミュニティにおける住民等が、連帯共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害情報の収集伝達、各自治会の活動支援、避難所開設時の市との協働等の役割を担い、地震・風水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、五領地区防災会と称する。

(活動拠点)

第3条 本会の活動拠点は、五領公民館（高槻市五領町11番6号）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条に規定している目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報収集伝達体制の整備に関する事。
- (2) 情報収集伝達資機材の整備に関する事。
- (3) 災害時における情報収集伝達に関する事。
- (4) 他組織との連携に関する事。
- (5) 避難所運営に関する事。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会員)

第5条 本会は、五領地区コミュニティ内における居住世帯及び次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 五領地区連合自治会
- (2) 五領地区青少年健全育成協議会
- (3) 高槻市民生委員児童委員協議会 五領地区委員会
- (4) 高槻市民生委員児童委員協議会 上牧地区委員会
- (5) 高槻市社会福祉協議会 五領地区福祉委員会
- (6) 高槻市警察署管内 防犯協議会 五領支部

2 防災委員は、次の(1)、(2)、(3)、(4)をもって構成する。

- (1) 五領地区連合自治会役員（会長、副会長、事務局長、会計）
- (2) 五領地区連合自治会加入の単位自治会より推薦を受けた者
- (3) 加入団体代表者
- (4) 役員より推薦を受け、防災活動等を支援する者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。ただし、五領地区連合自治会役員及び加入団体代表者で役員を構成する。会計は五領地区連合自治会 会計が兼務する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 顧問 数名

- 2 役員は、防災委員の過半数の承認を得るものとする。
- 3 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、防災に関わる活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、本会の内外への連絡・広報などを行う。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 顧問は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、定例会及び役員会を置く。

(定例会)

第9条 定例会は、全防災委員をもって構成する。

- 2 定例会は毎年6月に第1回目会議を開催し、役員を選出する。定例会は年4回程度実施する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 定例会は、役員会で開催日を決定し、会長が招集する。
- 4 定例会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画及び実施報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他、会長が特に必要と認めた事。

(役員会)

第10条 役員会は、会長・副会長・書記・会計及び顧問をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 定例会に提出すべき事。
 - (2) 定例会において委任された事。
 - (3) その他、会長が特に必要と認めた事。

(年度)

第11条 本会の会計を含む運営年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
但し、新年度の防災委員、役員が決定されるまでの期間は、前年度の防災委員、役員が代行し、運営にあたるものとし、重要事項については定例会にて報告、承認を得るものとする。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、五領地区連合自治会の会費その他の収入をもってあてる。
会計処理は五領地区連合自治会の会計にて行うものとする。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、定例会において防災委員の2分の1以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成31年1月1日から施行する。

[規約改定履歴]

令和4年6月11日 改定 施行
令和5年6月10日 改定 施行